教科書について

在シカゴ日本国総領事館

当館では、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ミネソタ、ミズーリ、ネブラスカ、 ノースダコタ、サウスダコタ、ウイスコンシンの 10 州にお住まいの日本国籍を有する小学生・ 中学生に対して、日本で該当する学年の義務教育用教科書を無償で配布しています。
例年、前期教科書配布の申し込みは2～3月頃、後期教科書配布の申し込みは7～8月頃に行っています。
※日本から当館管轄州へ転居する方は必ず日本出国前に(財)海外子女教育振興財団より直接教科書を受領して下さい。
※スケジュールの都合により申し込みの日程が前後する場合がございますのでご了承ください。
※後期教科書配布対象は小学1年生～小学校5年生のみとなります。
当館メールマガジンにて教科書配布のご案内を送らせて頂いていますので、 もし当館のメールマガジンをご登録いただいていない場合は、以下の URL よりご登録ください。
https://www.ezairyu.mofa.go.jp/html/mailmz/cmd/chicago_us.html

1. 配布対象者
   - 当館に在留届を提出している方(未提出の方は必ず在留届を教科書申込書と共に提出して下さい)。
   - 日本国籍を有し、米国に長期の滞在資格で居住し、将来日本に帰国予定のある方(なお、 永住権を取得していても、将来的に日本に帰国する意思のある方は、配布の対象となります)。
   - 日本語学校や日本語補習授業校に在籍していない方(日本語学校や日本語補習授業校に 通う予定がある方は学校を通して教科書申込書を提出して下さい)。

   ※お申し込みいただける教科書はお子様一人につき、日本での該当学年 1 セットのみです。尚、 申し込みをいただいた順に教科書の配布を行っています。必ず、申し込み期間内にお申し込み 下さいますようお願いします。教科書の在庫数には限りがありますので、ご希望に添えない場合もありますことをご了承下さい。

2. 配布対象外
   - 外国籍のみの方
   - 日本語学校や日本語補習授業校に在籍している方
   - 日本で教科書を既に受け取った方
   - 日本で該当する学年と異なる学年の教科書を希望する方

   ※以上の方は義務教育用教科書無償配布の対象になりません。

3. 日本から当館管轄州へ転居する方について

   日本にお住まいの方で海外赴任をされる場合は、必ず日本出国前に下記財団より直接教科書を受領して下さい。

   前期:その年の1月1日以降に当館管轄地域に引っ越される方が対象
   後期:その年の7月1日以降に当館管轄地域に引っ越される方が対象

   (財)海外子女教育振興財団
   〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 6 階
   TEL: 03-4330-1349
   FAX: 03-4330-1355
   http://www.joes.or.jp/kyokasho/index.html

4.　当館管轄10州外から転居する方について

当館管轄10州以外にお住まいの方で当館管轄州内に転居される方は、必ず転居前にお住まいの地域を管轄する在外公館、もしくは通われている日本語学校又は補習校により教科書を受領して下さい。

前期：その年の3月1日以降に当館管轄地域に引っ越される方が対象
後期：その年の9月1日以降に当館管轄地域に引っ越される方が対象